

和歌山市公報

告示 第 80 号 別 冊

令和5年(2023年)2月28日(号外第5号)

令和4年度和歌山市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度和歌山市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,796,970千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,493,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第10号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		58,721,156	185,000	58,906,156
	1 市 民 税	22,382,180	300,000	22,682,180
	2 固 定 資 産 税	25,880,599	△150,000	25,730,599
	3 軽 自 動 車 税	1,185,920	30,000	1,215,920
	8 入 湯 税	16,725	5,000	21,725
2 地方譲与税		858,000	△50,000	808,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	521,000	△50,000	471,000
3 利子割交付金		50,000	△24,000	26,000
	1 利子割交付金	50,000	△24,000	26,000
4 配当割交付金		300,000	208,000	508,000
	1 配当割交付金	300,000	208,000	508,000
6 法人事業税金 交 付 金		728,000	110,000	838,000
	1 法 人 事 業 税 金 交 付 金	728,000	110,000	838,000
7 地方消費税金 交 付 金		8,326,000	460,000	8,786,000
	1 地 方 消 費 税 金 交 付 金	8,326,000	460,000	8,786,000
10 地方特例交付金		410,751	5,199	415,950
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	—	5,199	5,199
11 地方交付税		14,266,483	538,834	14,805,317
	1 地 方 交 付 税	14,266,483	538,834	14,805,317
13 分担金及 負 担 金 及 び 金		298,305	1,789	300,094
	1 負 担 金	298,305	1,789	300,094
14 使用料及 手 数 料 及 び 料		2,570,026	△30,790	2,539,236
	1 使 用 料	1,847,844	△25,114	1,822,730
	2 手 数 料	722,182	△5,676	716,506
15 国庫支出金		44,180,323	△44,582	44,135,741
	1 国庫負担金	25,446,016	191,958	25,637,974
	2 国庫補助金	9,934,527	△55,610	9,878,917

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 国庫交付金	8,778,644	△179,814	8,598,830
	4 国庫委託金	21,136	△1,116	20,020
16 県支出金		11,732,106	△177,741	11,554,365
	1 県負担金	8,113,450	61,185	8,174,635
	2 県補助金	2,392,297	△229,761	2,162,536
	3 県交付金	1,136,726	△8,943	1,127,783
	4 県委託金	86,133	△222	85,911
17 財産収入		608,992	△35,303	573,689
	1 財産運用収入	298,352	6,087	304,439
	2 財産売払収入	310,640	△41,390	269,250
18 寄附金		1,503,156	803,947	2,307,103
	1 寄附金	1,503,156	803,947	2,307,103
19 繰入金		2,995,934	△2,388,701	607,233
	1 基金繰入金	2,851,566	△2,388,747	462,819
	2 特別会計繰入金	144,368	46	144,414
20 繰越金		1	3,240,708	3,240,709
	1 繰越金	1	3,240,708	3,240,709
21 諸収入		3,276,926	123,310	3,400,236
	7 雑収入	1,455,146	123,310	1,578,456
22 市債		8,299,700	△128,700	8,171,000
	1 市債	8,299,700	△128,700	8,171,000
歳入合計		159,696,859	2,796,970	162,493,829

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		873,278	△13,567	859,711
	1 議会費	873,278	△13,567	859,711
2 総務費		13,120,967	3,338,257	16,459,224
	1 総務管理費	7,567,271	3,488,634	11,055,905
	2 徴税費	1,548,940	△43,140	1,505,800
	3 市民生活費	569,695	4,213	573,908
	4 戸籍住民基本台帳費	1,648,200	△105,362	1,542,838
	5 選挙費	491,811	△21,829	469,982
	6 統計調査費	52,541	△3,187	49,354
	7 文化スポーツ費	1,069,438	12,850	1,082,288
	8 監査委員費	100,269	7,692	107,961
	9 人事委員会費	72,802	△1,614	71,188
3 民生費		77,678,466	156,421	77,834,887
	1 社会福祉費	35,123,168	△61,950	35,061,218
	2 生活保護費	17,888,090	240,119	18,128,209
	3 児童福祉費	20,423,764	△58,609	20,365,155
	5 年金保険費	3,729,932	50,518	3,780,450
	6 市民福祉費	501,296	△13,657	487,639
4 衛生費		12,770,138	△291,380	12,478,758
	1 保健衛生費	7,636,619	△97,524	7,539,095
	2 清掃費	4,559,408	△201,239	4,358,169
	3 環境保全費	574,111	7,383	581,494
5 農林水産業費		1,131,491	△16,423	1,115,068
	1 農業費	789,803	△8,972	780,831
	2 農林緑花費	116,781	△51	116,730
	3 水産業費	224,907	△7,400	217,507
6 商工費		5,639,911	△348,710	5,291,201
	1 商工費	4,561,789	△340,758	4,221,031
	2 観光費	1,078,122	△7,952	1,070,170

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土木費		10,107,907	△59,068	10,048,839
	1 土木管理費	958,370	△69,261	889,109
	2 道路橋梁費	3,330,102	△16,400	3,313,702
	3 河川費	532,675	12,009	544,684
	4 都市計画費	903,606	17,340	920,946
	5 都市計画道路費	1,455,627	6,000	1,461,627
	6 公園費	430,051	4,246	434,297
	8 住宅費	2,191,982	△13,002	2,178,980
8 消防費		4,678,369	19,346	4,697,715
	1 消防費	4,678,369	19,346	4,697,715
9 教育費		9,189,727	△61,838	9,127,889
	1 教育総務費	2,140,287	△19,821	2,120,466
	2 小学校費	2,434,864	△6,220	2,428,644
	3 中学校費	802,330	1,816	804,146
	4 高等学校費	660,870	△14,412	646,458
	5 幼稚園費	498,376	△15,611	482,765
	6 社会教育費	2,099,918	△23,917	2,076,001
10 公債費		16,256,146	△7,330	16,248,816
	1 公債費	16,256,146	△7,330	16,248,816
11 諸支出金		8,173,515	81,262	8,254,777
	1 公営企業費	8,173,515	81,262	8,254,777
歳出合計		159,696,859	2,796,970	162,493,829

第2表

債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
和歌山市立つつじが丘テニスコート及び和歌山市つつじが丘総合公園管理運営事業	令和5年度 } 令和12年度	392,571
合	計	392,571

2 廃止

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
図書館システム整備事業	令和5年度 } 令和10年度	271,304
合	計	271,304

第3表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河川総務事業	6,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
河川県工事負担金	27,600	〃	〃	〃
水路維持事業	23,200	〃	〃	〃
下水道施設管理事業	6,800	〃	〃	〃
計	63,800			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
認定こども園等整備事業	25,600	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	19,400	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
斎場整備事業	87,000	〃	〃	〃	78,800	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	10,100	〃	〃	〃	9,600	〃	〃	〃
環境保全事業	5,200	〃	〃	〃	3,400	〃	〃	〃
農業施設整備事業	132,900	〃	〃	〃	136,000	〃	〃	〃
和歌山城公園整備事業	22,600	〃	〃	〃	19,900	〃	〃	〃
道路施設改善事業	247,200	〃	〃	〃	242,700	〃	〃	〃
地方道整備事業	872,200	〃	〃	〃	844,000	〃	〃	〃
準用河川改修事業	223,400	〃	〃	〃	209,900	〃	〃	〃
都市再生整備事業	48,300	〃	〃	〃	43,700	〃	〃	〃

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市計画県工事負担金	56,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	46,000	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
街路事業	687,900	"	"	"	696,000	"	"	"
下水路整備事業	42,700	"	"	"	47,500	"	"	"
住宅改善事業	554,900	"	"	"	570,600	"	"	"
消防施設整備事業	225,400	"	"	"	191,400	"	"	"
小学校施設整備事業	83,300	"	"	"	40,900	"	"	"
中学校施設整備事業	56,100	"	"	"	-			
高等学校施設整備事業	10,500	"	"	"	9,400	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
コミュニティセンター建設事業	25,200	"	"	"	25,800	"	"	"
コミュニティセンター整備事業	46,000	"	"	"	44,800	"	"	"
水道事業会計出資金	463,700	"	"	"	498,600	"	"	"
退職手当	389,000	"	"	"	345,100	"	"	"
計	8,299,700				8,107,200			

令和4年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ602,977千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,142,421千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		7,176,256	△3,553,295	3,622,961
	1 国民健康保険料	7,176,256	△3,553,295	3,622,961
3 県支出金		29,686,857	△579,979	29,106,878
	2 県交付金	29,620,908	△579,979	29,040,929
4 繰入金		3,676,582	50,229	3,726,811
	1 一般会計繰入金	3,676,582	50,229	3,726,811
5 繰越金		1	3,505,569	3,505,570
	1 繰越金	1	3,505,569	3,505,570
6 諸収入		202,701	△25,501	177,200
	2 雑収入	202,700	△25,501	177,199
歳入合計		40,745,398	△602,977	40,142,421

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		563,516	3,943	567,459
	1 総務管理費	563,516	3,943	567,459
2 保険給付費		29,406,845	△594,020	28,812,825
	1 療養諸費	25,589,301	△590,000	24,999,301
	4 出産育児諸費	109,159	△10,059	99,100
	6 傷病手当諸費	16,285	6,039	22,324
5 保健事業費		356,225	△17,223	339,002
	1 特定健康診査等 事業費	299,842	△11,505	288,337
	2 保健事業費	56,383	△5,718	50,665
6 公 債 費		4,439	△3,625	814
	1 公 債 費	4,439	△3,625	814
7 諸 支 出 金		153,616	7,948	161,564
	1 償還金及び 還付加算金	153,616	7,948	161,564
歳 出 合 計		40,745,398	△602,977	40,142,421

令和4年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,972千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ702,942千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		185,315	△122,920	62,395
	1 一般会計繰入金	185,315	△122,920	62,395
4 諸収入		184,823	106,448	291,271
	1 雑入	184,823	106,448	291,271
5 市債		106,700	△4,500	102,200
	1 市債	106,700	△4,500	102,200
歳入合計		723,914	△20,972	702,942

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		645,337	△21,999	623,338
	1 卸売市場費	645,337	△21,999	623,338
2 公債費		78,477	1,027	79,504
	1 公債費	78,477	1,027	79,504
歳出合計		723,914	△20,972	702,942

第2表

地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
卸売市場整備事業	106,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	102,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	106,700				102,200			

令和4年度和歌山市土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度和歌山市土地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,218千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,812,965千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		144,588	1,323,954	1,468,542
	2 財産売却収入	144,582	1,323,954	1,468,536
3 諸収入		1,687,255	△1,343,172	344,083
	1 雑収入	1,687,255	△1,343,172	344,083
歳入合計		1,832,183	△19,218	1,812,965

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 スカイトウン つつじが丘造成費		25,560	46,800	72,360
	1 宅地分譲事業費	25,560	46,800	72,360
2 公債費		181,407	△9,741	171,666
	1 公債費	181,407	△9,741	171,666
3 前年度繰上 充用金		1,625,216	△56,277	1,568,939
	1 前年度繰上 充用金	1,625,216	△56,277	1,568,939
歳出合計		1,832,183	△19,218	1,812,965

令和4年度和歌山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度和歌山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		—	46	46
	1 東和歌山第一 地区土地地区画 整理事業雑入	—	46	46
歳入合計		3,916	46	3,962

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金		—	46	46
	1 東和歌山第一 地区土地地区画 整理事業線出金	—	46	46
歳出合計		3,916	46	3,962

令和4年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,302千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,935千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		40,237	△4,302	35,935
	1 貸付金収入	40,237	△4,302	35,935
歳入合計		40,237	△4,302	35,935

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅改修資金貸付事業費		237	△237	0
	1 住宅改修資金貸付事業費	237	△237	0
2 前年度繰上金		40,000	△4,065	35,935
	1 前年度繰上金	40,000	△4,065	35,935
歳出合計		40,237	△4,302	35,935

令和4年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,464千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ599,332千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		613,796	△14,464	599,332
	2 雑入	358,340	△14,464	343,876
歳入合計		613,796	△14,464	599,332

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅新築資金貸付事業費		4,745	△3,610	1,135
	1 住宅新築資金貸付事業費	4,745	△3,610	1,135
2 前年度繰上金充用		609,051	△10,854	598,197
	1 前年度繰上金充用	609,051	△10,854	598,197
歳出合計		613,796	△14,464	599,332

令和4年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,136千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正(第1号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		251,178	△4,136	247,042
	2 雑入	123,122	△4,136	118,986
歳入合計		251,178	△4,136	247,042

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 宅地取得資金貸付事業費		2,347	△1,474	873
	1 宅地取得資金貸付事業費	2,347	△1,474	873
2 前年度繰上金充用		248,831	△2,662	246,169
	1 前年度繰上金充用	248,831	△2,662	246,169
歳出合計		251,178	△4,136	247,042

令和4年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32,482千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,705,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正(第2号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び 手数料		199,789	25,237	225,026
	1 使用料	199,789	25,237	225,026
3 諸収入		1,530,755	△57,719	1,473,036
	1 雑収入	1,530,755	△57,719	1,473,036
歳入合計		1,737,792	△32,482	1,705,310

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場管理費		80,114	△1,955	78,159
	1 駐車場管理費	80,114	△1,955	78,159
2 道路駐車場 管 理 費		110,378	△9,169	101,209
	1 道路駐車場 管 理 費	110,378	△9,169	101,209
3 前年度繰上 充 用 金		1,547,000	△21,358	1,525,642
	1 前年度繰上 充 用 金	1,547,000	△21,358	1,525,642
歳出合計		1,737,792	△32,482	1,705,310

令和4年度和歌山市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度和歌山市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,704千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,577千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正 (第2号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		99,736	△1,704	98,032
	1 一般会計繰入金	99,736	△1,704	98,032
歳入合計		132,281	△1,704	130,577

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		75,542	△1,704	73,838
	1 漁業集落排水施設管理費	75,542	△1,704	73,838
歳出合計		132,281	△1,704	130,577

令和4年度和歌山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度和歌山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,302千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正 (第2号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		100,125	△1,302	98,823
	1 一般会計繰入金	100,125	△1,302	98,823
歳入合計		117,416	△1,302	116,114

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		60,818	△1,302	59,516
	1 農業集落排水施設管理費	60,818	△1,302	59,516
歳出合計		117,416	△1,302	116,114

令和4年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、

「第1表 歳入予算補正」による。

第1表

歳入予算補正（第1号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		269,451	48,885	318,336
	1 繰越金	269,451	48,885	318,336
3 諸収入		119,224	△48,885	70,339
	1 貸付金収入	119,214	△48,885	70,329
歳入合計		390,633	0	390,633

令和4年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,281,908千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,469,249千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		7,660,745	△6,118	7,654,627
	1 介護保険料	7,660,745	△6,118	7,654,627
3 国庫支出金		10,976,235	△390,456	10,585,779
	1 国庫負担金	7,604,527	△270,830	7,333,697
	2 国庫交付金	3,371,708	△119,626	3,252,082
4 県支出金		5,695,923	△193,715	5,502,208
	1 県負担金	5,486,744	△182,707	5,304,037
	2 県交付金	209,179	△11,008	198,171
5 支払基金交付金		11,256,790	△402,165	10,854,625
	1 支払基金交付金	11,256,790	△402,165	10,854,625
6 財産収入		467	9	476
	1 財産運用収入	467	9	476
7 繰入金		7,156,945	△902,377	6,254,568
	1 一般会計繰入金	6,594,401	△339,833	6,254,568
	2 基金繰入金	562,544	△562,544	0
8 繰越金		1	612,914	612,915
	1 繰越金	1	612,914	612,915
歳入合計		42,751,157	△1,281,908	41,469,249

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		761,474	△155,093	606,381
	1 総務管理費	336,289	△9,843	326,446
	2 介護認定費	425,185	△145,250	279,935
2 保険給付費		40,291,492	△1,395,150	38,896,342
	1 介護サービス等諸費	38,984,633	△1,419,500	37,565,133
	3 高額医療合算介護サービス等費	152,865	22,000	174,865
	4 市町村特別給付費	10,628	350	10,978
	5 その他諸費	36,940	2,000	38,940
3 地域支援事業費		1,579,958	△90,145	1,489,813
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,393,842	△94,000	1,299,842
	3 包括的支援事業・任意事業費	173,940	3,855	177,795
4 基金積立金		467	78,332	78,799
	1 基金積立金	467	78,332	78,799
5 諸支出金		112,766	280,148	392,914
	1 償還金及び償還付加算金	13,511	280,148	293,659
歳出合計		42,751,157	△1,281,908	41,469,249

令和4年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,347千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,491,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		4,335,165	△84,072	4,251,093
	1 後期高齢者医療保険料	4,335,165	△84,072	4,251,093
3 繰入金		6,035,606	16,667	6,052,273
	1 一般会計繰入金	6,035,606	16,667	6,052,273
4 繰越金		1	159,369	159,370
	1 繰越金	1	159,369	159,370
5 諸収入		9,380	19,383	28,763
	1 雑収入	9,380	19,383	28,763
歳入合計		10,380,453	111,347	10,491,800

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		10,280,696	111,347	10,392,043
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	10,280,696	111,347	10,392,043
歳出合計		10,380,453	111,347	10,491,800

令和4年度和歌山市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度和歌山市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度和歌山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

(1) 給水戸数	186,485戸
(2) 年間総配水量	47,066,000 m ³
(3) 一日平均配水量	128,948 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	2,365,729千円
配水施設整備事業	96,738千円
原浄水施設新設改良事業	105,932千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	7,822,231千円	△92,745千円	7,729,486千円
第1項 営業収益	7,249,152千円	△95,174千円	7,153,978千円
第2項 営業外収益	573,079千円	2,215千円	575,294千円
第3項 特別利益	一千円	214千円	214千円
	支	出	
第1款 水道事業費	7,325,123千円	△51,453千円	7,273,670千円
第1項 営業費用	6,425,548千円	62,322千円	6,487,870千円
第2項 営業外費用	857,878千円	△113,706千円	744,172千円
第3項 特別損失	11,697千円	△69千円	11,628千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,731,132千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,646,434千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額231,077千円、過年度分損益勘定留保資金1,605,555千円及び当年度分損益勘定留保資金1,894,500千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額214,708千円、過年度分損益勘定留保資金1,529,312千円及び当年度分損益勘定留保資金1,902,414千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	2,039,270千円	△103,510千円	1,935,760千円

第1項 企業債	1,520,700千円	△120,900千円	1,399,800千円
第2項 出資金	463,718千円	34,964千円	498,682千円
第3項 負担金	54,852千円	△17,865千円	36,987千円
第4項 固定資産売却代金	-千円	291千円	291千円
支 出			
第1款 水道事業資本的支出	5,770,402千円	△188,208千円	5,582,194千円
第1項 建設改良費	2,796,346千円	△188,208千円	2,608,138千円

第5条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	1,355,200 ^{千円}	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	44,600			

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,116,491千円	101,945千円	1,218,436千円

第7条 予算第10条中「10,062千円」を「8,492千円」に改める。

第8条 予算第11条中「232,749千円」を「230,974千円」に改める。

令和4年度和歌山市工業用水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度和歌山市工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度和歌山市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

(1) 給水工場数	44工場
(2) 年間総配水量	78,815,000 m ³
(3) 一日平均配水量	215,932 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	73,885千円
配水施設整備事業	26,609千円
原浄水施設新設改良事業	100,787千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	入	出	
第1款 工業用水道事業収益	2,365,975千円		92千円		2,366,067千円
第1項 営業収益	2,274,307千円		△9,310千円		2,264,997千円
第2項 営業外収益	91,668千円		1,397千円		93,065千円
第3項 特別利益	一千円		8,005千円		8,005千円
		支		出	
第1款 工業用水道事業費	1,962,541千円		△99,288千円		1,863,253千円
第1項 営業費用	1,759,618千円		△98,186千円		1,661,432千円
第2項 営業外費用	192,923千円		△1,102千円		191,821千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額293,710千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額277,111千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,780千円及び過年度分損益勘定留保資金275,930千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,226千円及び減債積立金260,885千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	入	出	
第1款 工業用水道事業 資本的収入	636,500千円		△17,759千円		618,741千円
第1項 企業債	123,100千円		△16,000千円		107,100千円

第2項 補助金	13,400千円	△1,759千円	11,641千円
支 出			
第1款 工業用水道事業 資本的支出	930,210千円	△34,358千円	895,852千円
第1項 建設改良費	240,747千円	△34,358千円	206,389千円

第5条 予算第5条の表を次のとおり改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管 整備事業	千円 42,400	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設 整備事業	14,000			
施設 整備事業	50,700			

第6条 予算第8条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	323,754千円	△98,682千円	225,072千円

第7条 予算第9条中「2,402千円」を「1,314千円」に改める。

第8条 予算第10条中「75,238千円」を「58,162千円」に改める。

令和4年度和歌山市下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度和歌山市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度和歌山市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

(1) 処 理 面 積	2,449 ha
(2) 年間処理水量	28,641,000 m ³
(3) 一日平均処理水量	78,468 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	1,993,269千円
ポンプ場整備事業	884,041千円
処理場整備事業	478,150千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	12,057,899千円	40,970千円	12,098,869千円
第1項 営業収益	6,514,188千円	△78,762千円	6,435,426千円
第2項 営業外収益	5,543,711千円	114,830千円	5,658,541千円
第3項 特別利益	-千円	4,902千円	4,902千円
	支	出	
第1款 下水道事業費	11,155,598千円	△79,367千円	11,076,231千円
第1項 営業費用	9,910,128千円	△34,331千円	9,875,797千円
第2項 営業外費用	1,228,470千円	△45,036千円	1,183,434千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,943,525千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,952,776千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額150,558千円、過年度分損益勘定留保資金1,042,126千円及び当年度分損益勘定留保資金3,750,841千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額140,280千円、減債積立金189,358千円、当年度分損益勘定留保資金3,915,988千円及び当年度利益剰余金処分額707,150千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業資本的収入	6,358,633千円	△205,597千円	6,153,036千円
第1項 企業債	3,577,100千円	△133,200千円	3,443,900千円

第2項 補助金	1,977,919千円	△19,808千円	1,958,111千円
第3項 負担金	802,614千円	△53,380千円	749,234千円
第4項 分担金	1,000千円	791千円	1,791千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	11,302,158千円	△196,346千円	11,105,812千円
第1項 建設改良費	3,561,559千円	△196,346千円	3,365,213千円

第5条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,732,800	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	120,100			
資本費平準化債	1,591,000			

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	889,465千円	△71,449千円	818,016千円

第7条 予算第10条中「7,697,333千円」を「7,746,289千円」に改める。

第8条 予算第11条中「209,619千円」を「204,503千円」に改める。

第9条 予算第11条の次に次の1条を加える。

第12条 当年度利益剰余金のうち707,150千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金	707,150千円
-----------	-----------

令和4年度和歌山市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度和歌山市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,082,388千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164,576,217千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正 (第11号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		44,135,741	528,988	44,664,729
	2 国庫補助金	9,878,917	27,600	9,906,517
	3 国庫交付金	8,598,830	501,388	9,100,218
16 県支出金		11,554,365	79,500	11,633,865
	2 県補助金	2,162,536	79,500	2,242,036
22 市債		8,171,000	1,473,900	9,644,900
	1 市債	8,171,000	1,473,900	9,644,900
歳入合計		162,493,829	2,082,388	164,576,217

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		16,459,224	△16,273	16,442,951
	1 総務管理費	11,055,905	△16,273	11,039,632
3 民生費		77,834,887	27,600	77,862,487
	3 児童福祉費	20,365,155	27,600	20,392,755
5 農林水産業費		1,115,068	89,230	1,204,298
	1 農業費	780,831	89,230	870,061
6 商工費		5,291,201	27	5,291,228
	1 商工費	4,221,031	27	4,221,058
7 土木費		10,048,839	84,606	10,133,445
	4 都市計画費	920,946	13,446	934,392
	6 公園費	434,297	71,160	505,457
9 教育費		9,127,889	1,886,864	11,014,753
	2 小学校費	2,428,644	1,100,371	3,529,015
	3 中学校費	804,146	778,623	1,582,769
	5 幼稚園費	482,765	7,870	490,635
11 諸支出金		8,254,777	10,334	8,265,111
	1 公営企業費	8,254,777	10,334	8,265,111
歳出合計		162,493,829	2,082,388	164,576,217

第2表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中学校施設整備事業	597,000	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
幼稚園施設整備事業	6,200	〃	〃	〃
計	603,200			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業施設整備事業	136,000	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	140,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
都市再生整備事業	43,700	〃	〃	〃	51,000	〃	〃	〃
公園施設整備事業	60,700	〃	〃	〃	98,600	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	40,900	〃	〃	〃	862,200	〃	〃	〃
計	8,171,000				9,041,700			

令和4年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ780,103千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,483,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正 (第3号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		300	183,676	183,976
	1 国庫交付金	300	183,676	183,976
3 繰入金		62,395	27	62,422
	1 一般会計繰入金	62,395	27	62,422
5 市債		102,200	596,400	698,600
	1 市債	102,200	596,400	698,600
歳入合計		702,942	780,103	1,483,045

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		623,338	780,103	1,403,441
	1 卸売市場費	623,338	780,103	1,403,441
歳出合計		702,942	780,103	1,483,045

第2表

地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場整備事業	102,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	698,600	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	102,200				698,600			

第6条 予算第12条中「707,150千円」を「702,618千円」に改め、次のように
処分するものとする。

(1) 減債積立金 702,618千円

令和4年度和歌山市一般会計補正予算（第12号）

令和4年度和歌山市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			87,000
	7 文化スポーツ費		87,000
		つつじが丘総合公園整備事業	87,000
3 民生費			141,540
	1 社会福祉費		113,940
		介護施設整備事業	54,144
		介護施設開設準備経費等助成事業	23,940
		介護施設防災改修等支援事業	35,856
	3 児童福祉費		27,600
通園バス等安全装置設置事業		27,600	
4 衛生費			750,361
	1 保健衛生費		750,361
		斎場等施設管理事業	53,570
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	317,907
		出産・子育て応援給付金事業	378,884
5 農水産業林費			105,635
	1 農業費		105,635
		農業施設改良事業	105,635
6 商工費			255,446
	1 商工費		222,492
		既存産業の成長促進事業	132,492
		企業立地対策事業	90,000
	2 観光費		32,954
和歌山城公園整備事業		32,954	
7 土木費			3,221,581
	2 道路橋梁費		1,358,719
		道路維持事業	333,859

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
		道路新設改良事業	34,600
		地方道整備事業	987,760
		交通安全施設整備事業	2,500
	3 河川費		273,412
		河川総務事業	6,932
		河川整備事業	6,083
		準用河川改修事業	260,397
	4 都市計画費		124,994
		まちづくり支援事業	114,522
		民間活力導入検討事業	10,472
	5 都市計画道路費		955,359
		都市計画事業県工事費負担金	31,883
		街路事業	923,476
	6 公園費		107,223
		公園整備事業	107,223
	7 下水道費		50,190
		水路維持事業	8,500
		下水路整備事業	41,690
	8 住宅費		351,684
		住宅管理事業	345,854
		民間建築物耐震改修促進事業	5,830
9 教育費			1,921,908
	2 小学校費		1,100,371
		小学校施設整備事業	1,079,632
		小学校給食施設整備事業	20,739
	3 中学校費		778,623
		中学校施設整備事業	778,623
	4 高等学校費		8,900
		高等学校施設整備事業	8,900

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
	5 幼稚園費		7,870
		幼稚園施設整備事業	7,870
	6 社会教育費		26,144
		コミュニティセンター整備事業	26,144
11 諸支出金			392,901
	1 公営企業費		392,901
		水道事業会計出資金	392,901
13 災害復旧費			4,943
	1 令和3年度 発生土木施設 災害復旧費		4,943
		道路災害復旧事業	4,943
合 計			6,881,315

令和4年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表

線 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 卸売市場費			812,659
	1 卸売市場費		812,659
		中央卸売市場整備事業	
合		計	812,659

令和4年度和歌山市土地造成事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度和歌山市土地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 スカイトウン つつしが丘 造成費			46,800
	1 宅地分譲事業費		46,800
		宅地分譲事業	
合		計	46,800

令和4年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 道路駐車場 管 理 費			5,700
	1 道路駐車場 管 理 費		5,700
		道路駐車場管理事業	5,700
合 計			5,700

令和4年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 国道42号 事業費			607,500
	1 国道42号 事業費		607,500
		国道42号整備事業	607,500
合 計			607,500

